

ナチュラル・ビズ・スタイル(年間を通した働きやすい服装)の実施について

令和5年10月9日開始

1 趣旨

○ 本町では、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、平成31年4月に策定した「別海町地球温暖化対策実行計画」において、温室効果ガス排出量の削減目標を定めており、省エネルギーに向けた取組として、執務室における働きやすい服装(クールビズ、ウォームビズ)を推進することとしている。

また、令和5年3月には、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする目標に向け「ゼロカーボンシティ宣言」を表明している。

○ 温室効果ガス排出量の抑制のため、町が率先して省エネ型ワークスタイルを励行することで、町民や事業者に対して地球温暖化対策を呼びかけるものである。

○ 現在、国や北海道では、クールビズとウォームビズの取組を統合の上、個別の期間設定を行わず、通年で職員一人ひとりが判断して、省エネ・節電を強く意識した働きやすい服装で執務を行う「ナチュラル・ビズ・スタイル」を実施しており、本町においても、これまで実施してきた夏季における服装の軽装化(クールビズ)の取組に概ね支障がないと判断されることから、「ナチュラル・ビズ・スタイル」を実施するものである。

～「ナチュラル・ビズ・スタイル」の3つのコンセプト～

【自然を意識する】

北海道は、季節によって寒暖の差が大きく、一日の中でも昼と朝・晩で温度変化があるので、そうした自然の気温変化を意識しながら、その日に合った服装を選択する。

【TPOを意識する】

職務を行う時(Time)、場所(Place)、場合(Occasion)に合った、人に不快感や違和感を与えない清潔な服装を選択する。

【省エネを意識する】

できるだけ冷暖房に頼らず、自然通風や日射などの自然の力を利用したり、服装の選択による体感温度の調整により、一層の省エネに努める。

2 実施内容

執務室では、室温にあわせて、暑さをしのぎやすい服装や、体感温度を上げる重ね着のほか膝掛けの利用など、働きやすい服装（以下、「ナチュラル・ビズ・スタイル」という。）で執務を行うことを励行する。ただし、強制するものではない。

また、職員以外の出席者が予定される会議や議会等では、次のとおり対応する。

(1) 町主催の会議

社交儀礼上、不適當と認められる場合を除き、執務室に準じる。職員以外の出席者に対して、案内状や会議冒頭で「ナチュラル・ビズ・スタイル」の参加を呼びかける。

(2) 町以外主催の行事や会合、来客等の対応

社交儀礼上、不適切と認められないよう、あらかじめ主催者に当日の服装を確認し、適切に対応する。

来客等の対応では、あらかじめ「ナチュラル・ビズ・スタイル」の趣旨を説明し、理解を得られるよう努めることとする。

(3) 議会での対応

議場や委員会等では、通年でノーネクタイ可とする。

また、上着については、議場や委員会等を問わず、原則通年で着用する。ただし、議会側から脱ぐことを許可された場合はこの限りではない。

(4) 留意事項 ※詳細については別紙参照

ア 夏季（暑い時期）

通気性の良い素材やデザイン等により体感温度を下げることを基本として、以下の点に留意しつつ、具体的な服装の選択は職員各自で適切に判断する。

なお、社会常識から見て相応しくない趣味の服装は避けることとする。

a いわゆる「着くずし」ではなく、公務職場での着用に適した服装とする。

b 清潔感を保ち、他人に好印象を与える。

c ジーンズ（Gパン）は着用しない。

イ 冬季（寒い時期）

保温性の高い素材やデザイン等により体感温度を上げることを基本として、カーディガンやセーター、ベストなどの重ね着のほか膝掛けの利用など、具体的な服装の選択は職員各自が適切に判断する。

なお、社会常識から見て相応しくない趣味の服装は避けることとする。

3 強化期間設定

職員の積極的な取組を促進するため、北海道の取組に合わせ、夏季における「ナチュラル・ビズ・スタイルの取組強化期間」を設定する。（毎年5月下旬～10月上旬予定）

4 周知

地球温暖化防止及び省エネルギーのために、環境を意識した働きやすい服装で執務を行っている旨の張り紙等を執務室入口付近の見やすいところに掲示するなど、来庁者等に対する周知を図ること。

執務室での「ナチュラル・ビズ・スタイル」の具体例(参考)

○ 夏季(暑い時期)

- ・上着を着用しない
- ・ノーネクタイ
- ・半袖のシャツ、開襟シャツ等を着用する
- ・名札を着用する
- ・当日の業務内容を考慮した清潔感、清涼感のあるポロシャツ、チノパンの着用
- ・裾出し出来るようにデザインされた清潔感、清涼感のある開襟シャツ、ポロシャツの着用 など

○ 冬季(寒い時期)

- ・重ね着
- ・膝掛けを利用する
- ・名札を着用する
- ・ノーネクタイも可(TPO等を踏まえ各職員の判断) など

【留意事項】

・年間を通した自由な服装での勤務は、特定の期間に限らず、職員の省エネ行動の促進につなげるとともに、暑さや寒さをしのぎやすくし、働きやすい職場環境づくりを進めていこうとするもの。

・自由な服装での勤務は、職員が公務員としてのモラルを有していることを前提としており、周囲や外部の方に不快感や違和感を与えることを決して許容するものではないこと。

・服装の乱れ等とみなされることは、厳に慎むべきものであり、来庁者などから不適切との意見が寄せられるおそれがある場合などは、速やかに管理職による改善指導を行う。